

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年8月31日(水) 14:00~14:35(35分)

(開催場所)

函館開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(函館開発建設部)

渡部 明雄(函館開発建設部次長)、小澤 雅幸(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部函館支部)

伊藤 朋子(部長)、家田 理絵(副部長)、山口 聖恵(書記長)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康安全管理について
- 2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について
- 3 当部女性職員の宿舎・独身寮の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた3点について、別紙のとおり回答。

(交渉概要)

【議題1：当部女性職員の健康安全管理について】

○ 職員団体側から

- ・ VDT作業管理指針を徹底させるために具体的にどのような方策を考えているのか。妊産婦は自分から業務軽減を言い出しづらいので、課所長が目配り、気配りしてもらいたい。
- ・ 今年度の健康安全管理計画では、婦人科検診について、職員は希望すれば全員受診できることとなっているが、今後も毎年受診できるようお願いしたい。
また、受診時期についても毎年同時期に受診できるよう配慮願いたい。
- ・ 婦人科検診の募集要領の中に受診者に誤解を与えるような表現がある。今年度については、書き方を変えたようだが、まだ分かりづらい。分かりやすい表現にしてもらいたい。
また、婦人科検診について、医師の判断により、受診者の希望した内容で検診が受けられないことがあったので、希望した内容で検診が受けられるようにしてもらいたい。
- ・ 臨時の健康診断として実施している婦人科検診を、人間ドック時に受診できるようにしてもらいたい。
- ・ 喫煙所設置に当たって、会議室が一時的に利用できなくなった。会議室利用の繁閑を踏まえて、喫煙所の整備をするべきだったと考える。今後の整備に当たっては、これらのことに留意した上で、業務に影響を与えないように計画的に進めてもらいたい。
- ・ 医療機関からの受診結果について、今後も、プライバシーの保護の徹底をお願いする。

○ 当局側から

- ・ VDT作業管理指針については、今後とも引き続き諸会議等の場において、課所長に対する周知徹底を図り、また、職員に対しても電子掲示板等を利用して周知と意識の啓発を更に図っていく考えである。併せてVDT作業に係る健康安全知識の普及・啓発に努めていく考えである。
- ・ 婦人科検診の全員受診については、予算状況等を踏まえつつ検討してまいりたい。
婦人科検診については、できるだけ同一時期で実施できるよう調整しているところであるが、医療機関の受け入れ可能日や受け入れ可能人数の都合などにより、やむを得ず異なる時期となる場合がある。今後とも、できるだけ同一時期で受診できるよう配慮していきたい。
- ・ 婦人科検診について、各検査項目は、各受診者の希望に添って実施しているところであるが、子宮ガン検査のうち子宮体部の細胞診については、医師の判断により、受診者の希望どおりとならない場合があったので、実施医療機関に対しては、受診者の希望に配慮するよう依頼することとした。
なお、婦人科検診の募集要領については、書き方を工夫し、さらに分かりやすい表現となるよう検討していきたい。
- ・ 人間ドックと婦人科検診の同時受診については、それぞれの検診時期を見据えた事務処理を行うことにより、ある程度は可能となるかもしれないので、検討していきたい。
なお、健康安全管理計画に基づく婦人科検診を計画していることから、こちらを受診してもらいたい。
- ・ 喫煙所の整備に当たっては、庁舎スペース、工事工程等を総合的に勘案し実施したものである。
今後とも、庁舎の改修に当たっては、当局の責任において、適切に対処したい。
- ・ 医療機関からの受診結果について、今後とも、プライバシーの保護を徹底していきたい。

【議題2：当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

○ 職員団体側から

- ・ 産休、育休を取得する部員からは、「自分が産休、育休に入った時に代替は確保されるのか」、「自分が復帰するときは同じ課所に復帰できるのか」という不安の声が上がっている。今後も産休前の計画的な年休、産休、育休を取得する予定の部員もいることから、該当者が休暇を取得しやすい職場環境の整備を進めてもらいたい。
- ・ 本局・本部間の交渉の中で「育休者への情報提供」とあるが、情報提供にはどこまで含まれるのか。また、今までにどのような情報を提供してきたのか教えてもらいたい。

○ 当局側から

- ・ 各種両立支援制度について、これまでも電子掲示板や電子メール等を通じて職員に周知を図ってきたところであるが、所属職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、所属職員に対して、両立支援制度の概要を説

明するなどして、両立支援制度に係る情報提供に努めるよう課所長に指導しているところである。

- ・ 職員に対しては、イントラネットを通じて各種情報提供を行っているところであり、これらの情報の中から育休者に対しても情報提供した方がよいものについて、取捨選択して情報提供しているところである。今までに、健康安全管理計画に関する事項、国家公務員の給与減額措置等についてお知らせしている。

【議題3：当部女性職員の宿舎・独身寮の入居について】

- 職員団体側から
 - ・ 函館については、現在希望者全員が宿舎には入れている状況だとは思うが、今後も希望者が全員宿舎に入れるよう配慮してもらいたい。
- 当局側から
 - ・ 宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。

※文責は函館開発建設部当局（今後修正があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ

平成23年8月31日

(1) 当部女性職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

特にメンタルヘルス対策については、職員の勤務状況及び健康状態の把握、カウンセリング制度の活用等に努めるよう、引き続き各管理者を指導するとともに、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図り、心の不調を原因とした疾病の防止に努めていきたい。

また、公務上等災害の根絶に向け、今後も職場点検や災害の発生状況の周知などを行い、職員に対する安全意識の高揚、安全教育の実施などの取組に一層努めていく考えである。

なお、健康安全管理計画の作成など、健康管理及び安全管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を活用するなど、広く職員の意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

(2) 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境整備について

育児休業を初めとする各種両立支援制度については、これまでも電子掲示板や電子メール、リーフレット配付等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、管理者への指導を徹底していきたいと考えている。

また、会議等の機会を通じ、管理者に対し両立支援の必要性や制度の概要等について周知・徹底を図るなど、引き続き両立を支援する環境の整備に努めていきたいと考えている。

(3) 当部女性職員の宿舎・独身寮の入居について

宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。